

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新旧対照表

改 正 後	現 行
農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想 <u>令和7年9月</u> 新潟県村上市	農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想 <u>令和6年9月</u> 新潟県村上市

改 正 後	現 行
第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1. 市農業の現状 村上市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しており、面積は約 117,426 ha で新潟県の総面積のおよそ 9.3% を占め、県内最大の面積となっている。 本市の土地利用状況は、山林をはじめとした自然的土地利用の占める割合が高く、山林（93,245ha）、田（6,460ha）、畑（824ha）となっている。 農畜産物は「岩船産コシヒカリ」や「村上牛」に代表されるように、豊かな自然の恵みを受け、高品質で良食味を追求した独自のブランド形成に至っている。しかし、農地については、農業従事者の高齢化や後継者不足、近年増加している有害鳥獣被害等により、離農者が増加しており、今後の営農継続や農地保全が危ぶまれる地域も発生している。 また、<u>食料・農業・農村を取り巻く情勢は、農業者の減少・高齢化、国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化、生産資材の高騰、気候変動に伴う自然災害の頻発化・激甚化など、大きな変化や課題に直面している中で、国は、令和 6 年度 6 月に食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興を図る新たな基本理念を定めたところである。</u> <u>今後は、地域計画に位置付けられた担い手へ施策を重点化し、農地の集積・集約化とあわせ、DX による徹底した省力化・効率化を進めるとともに、地域農業を担う組織や法人間の連携・再編などを進め、経営基盤の強化を図ることで、高い生産性、収益性を実現した企業的な経営体が農業生産の大宗を占める力強い農業構造の確立を目指す。</u> 〔後略〕 2. 農業環境改善対策 本市の農業構造については、昭和 40 年代から市内及び隣接市町村への就労による兼業化が進み、稲作を中心とした土地利用型農業の担い手不足が深刻化してきている。 また、現在の農業情勢は、米価の下落など専業農家の経営を圧迫させる現状で、より一層のコスト低減と品質の向上が求められてきている。 こうした中で、平坦部を中心に、県営圃場整備事業による大区画圃場が整備され、低コスト生産を目標に掲げ、集落での土地利用に関する協議により効率的な土地利用が進みつつある。今後とも圃場整備事業と並行しながら集落営農の確立と効率の高い農地利用集積を図り、農地の流動化を推進する必要がある。 一方、中山間地域においては、農業<u>をベースに多様な人材が多様な働き方で活躍できる地域の仕組づくりを進めるとともに、地域資源を活用した付加価値の高い農業を実践する農業法人の育成などを進める。</u> <u>あわせて、主食用米と非主食用米の省力・低コスト・多収による生産性向上と安定生産・供給を通じて水田農業所得の最大化を進める。</u>	第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1. 市農業の現状 村上市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しており、面積は約 117,426 ha で新潟県の総面積のおよそ 9.3% を占め、県内最大の面積となっている。 本市の土地利用状況は、山林をはじめとした自然的土地利用の占める割合が高く、山林（93,245ha）、田（6,460ha）、畑（824ha）となっている。 農畜産物は「岩船産コシヒカリ」や「村上牛」に代表されるように、豊かな自然の恵みを受け、高品質で良食味を追求した独自のブランド形成に至っている。しかし、農地については、農業従事者の高齢化や後継者不足、近年増加している有害鳥獣被害等により、離農者が増加しており、今後の営農継続や農地保全が危ぶまれる地域も発生している。 また、農業・農村を取り巻く<u>環境は、遊休農地の発生、多発する自然災害や資材等の価格高騰、新型コロナウイルス感染症などによる影響、国を挙げた DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、持続可能な開発目標（SDGs）や食料安全保障に対する関心の高まり等により、大きく変化している。</u> <u>今後は、地域計画の話し合い等を通じ、地域の合意形成を図りながら、担い手への農地集積・集約化を進め、認定農業者の育成や農業経営の組織化・法人化を目指すとともに、経営の体質強化に向けて、需要に応じた米生産と米に続く新たな経営の柱として園芸作物の導入・収益性向上や生産の拡大、他産業と連携した 6 次産業化、輸出やブランド化等による市産農産物の付加価値向上、グリーン・ツーリズムの取組などを推進する。</u> 〔後略〕 2. 農業環境改善対策 本市の農業構造については、昭和 40 年代から市内及び隣接市町村への就労による兼業化が進み、稲作を中心とした土地利用型農業の担い手不足が深刻化してきている。 また、現在の農業情勢は、米価の下落など専業農家の経営を圧迫させる現状で、より一層のコスト低減と品質の向上が求められてきている。 こうした中で、平坦部を中心に、県営圃場整備事業による大区画圃場が整備され、低コスト生産を目標に掲げ、集落での土地利用に関する協議により効率的な土地利用が進みつつある。今後とも圃場整備事業と並行しながら集落営農の確立と効率の高い農地利用集積を図り、農地の流動化を推進する必要がある。 一方、中山間地域<u>など</u>においては、農業<u>就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で、一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。</u>

3. 農業経営発展の目標
[略]

4. 推進体制
[中略]

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画を実践しながら、農用地利用改善団体の設立を目指す。

[後略]

5. 推進活動
[略]

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標
(1) [略]
(2) [中略]

新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、村上市においては年間15人の当該青年等の確保を目標とする。

[後略]

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 農業経営の指標
[中略]

[個別経営体：所得目標 800～890万円（主たる従事者1人当たり400～445万円）]

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	1 水稲単一 [所得目標 890万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉	〈資本装備〉
		水 稲 11.0ha	・作業場兼格納庫（50坪） 1棟
		加工用米 5.0ha	・パイプハウス（100坪） 1棟
			・トラクター（40ps） 1台
		〈経営面積〉	・乗用田植機（8条） 1台
		16.0ha	・コンバイン（4条） 1台
		自作地 1.5ha	・フォークリフト（1.5トン） 1台
		借 地 14.5ha	・乾燥機（40石） 2台

3. 農業経営発展の目標
[略]

4. 推進体制
[中略]

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画の話合い等を通して合意形成を図りながら、農用地利用改善団体の設立を目指す。

[後略]

5. 推進活動
[略]

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標
(1) [略]
(2) [中略]

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、村上市においては年間15人の当該青年等の確保を目標とする。

[後略]

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 農業経営の指標
[中略]

[個別経営体：所得目標 800～1240万円（主たる従事者1人当たり400～490万円）]

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	1 水稲単一 [所得目標 840万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉	〈資本装備〉
		水 稲 11.0ha	・作業場兼格納庫（50坪） 1棟
		加工用米 5.0ha	・パイプハウス（100坪） 1棟
			・トラクター（40ps） 1台
		〈経営面積〉	・乗用田植機（8条） 1台
		16.0ha	・コンバイン（4条） 1台
		自作地 1.5ha	・フォークリフト（1.5トン） 1台
		借 地 14.5ha	・乾燥機（40石） 2台

		〈作業受託〉 共同防除 24.0ha	・軽トラック 1台 ・玄米低温貯蔵庫 1台 ・精米機（200kg/hr） 1台 ・色彩選別機（200kg/hr） 1台 ・ドローン 1台				〈作業受託〉 共同防除 24.0ha	・軽トラック 1台 ・玄米低温貯蔵庫 1台 ・精米機（200kg/hr） 1台 ・色彩選別機（200kg/hr） 1台 ・ドローン 1台	
区分	営農類型	経営規模	生産方式		区分	営農類型	経営規模	生産方式	
個別経営体	2 水稻+ねぎ [所得目標 <u>810</u> 万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉 水稻 8.4ha 加工用米 3.6ha ねぎ 1.0ha 〈経営面積〉 13.0ha 自作地 2.0ha 借地 11.0ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（40坪） 1棟 ・パイプハウス（60坪） 1棟 ・農業用井戸（20m） 1式 ・トラクター（31ps） 1台 ・乗用田植機（6条） 1台 ・コンバイン（3条） 1台 ・フォークリフト（1.5トン） 1台 ・乾燥機（45石） 1台 ・トラック（1トン） 1台 ・精米機（200kg/hr） 1台 ・色彩選別機（200kg/hr） 1台 ・堀取り機 1台 ・ <u>根葉切り</u> 皮むき機 1台		個別経営体	2 水稻+ねぎ [所得目標 <u>970</u> 万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉 水稻 8.4ha 加工用米 3.6ha ねぎ 1.0ha 〈経営面積〉 13.0ha 自作地 2.0ha 借地 11.0ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（40坪） 1棟 ・パイプハウス（60坪） 1棟 ・農業用井戸（20m） 1式 ・トラクター（31ps） 1台 ・乗用田植機（6条） 1台 ・コンバイン（3条） 1台 ・フォークリフト（1.5トン） 1台 ・乾燥機（45石） 1台 ・トラック（1トン） 1台 ・精米機（200kg/hr） 1台 ・色彩選別機（200kg/hr） 1台 ・堀取り機 1台 ・皮むき機 1台	
	<u>[削除]</u>					<u>3 水稻+えだまめ</u> <u>[所得目標 850万]</u> <u>[従事者 2.0人]</u>	<u>〈作付面積〉</u> <u>水稻 8.4ha</u> <u>加工用米 3.6ha</u> <u>えだまめ 1.5ha</u> <u>〈経営面積〉</u> <u>13.5ha</u> <u>自作地 2.0ha</u> <u>借地 11.5ha</u>	<u>〈資本装備〉</u> <u>・作業場兼格納庫（40坪） 1棟</u> <u>・パイプハウス（60坪） 1棟</u> <u>・農業用井戸（20m） 1式</u> <u>・トラクター（31ps） 1台</u> <u>・乗用田植機（6条） 1台</u> <u>・コンバイン（3条） 1台</u> <u>・フォークリフト（1.5トン） 1台</u> <u>・乾燥機（45石） 1台</u> <u>・トラック（1トン） 1台</u> <u>・精米機（200kg/hr） 1台</u> <u>・色彩選別機（200kg/hr） 1台</u> <u>・豆播種機 1台</u> <u>・供給ホッパー 1台</u>	

--	--	--	--

区分	営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式
個 別 経 営 体	<u>3</u> 水稻＋ユリ [所得目標 <u>810</u> 万] [従事者 2. 0人]	〈作付面積〉 水 稻 8. 4 ha 加工用米 3. 6 ha ユリ切花 0. 5 ha 〈経営面積〉 1 2. 5 ha 自作地 2. 0 ha 借 地 1 0. 5 ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（40坪） 1 棟 ・パイプハウス（60坪） 1 棟 ・パイプハウス（90坪） 5 棟 ・かん水施設 1 式 ・プレハブ冷蔵庫（3坪） 1 台 ・トラクター（31ps） 1 台 ・乗用田植機（6条） 1 台 ・コンバイン（3条） 1 台 ・フォークリフト（1.5トン） 1 台 ・乾燥機（45石） 1 台 ・トラック（1トン） 1 台 ・精米機（200kg/hr） 1 台 ・色彩選別機（200kg/hr） 1 台 ・ハウス加温機（50,000kcal） <u>3台</u> ・管理機（6ps） 1 台 ・動力噴霧器（3ps） 1 台 ・溝堀り機 1 台 〈その他〉 ・ユリは2.4回転。 ・土壌蒸気消毒機は部会で共同購入。

			・ハーベスター <u>1台</u> ・選別機・袋詰機 <u>1台</u>
--	--	--	---

区分	営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式
個 別 経 営 体	<u>4</u> 水稻＋ユリ [所得目標 <u>930</u> 万] [従事者 2. 0人]	〈作付面積〉 水 稻 8. 4 ha 加工用米 3. 6 ha ユリ切花 0. 5 ha 〈経営面積〉 1 2. 5 ha 自作地 2. 0 ha 借 地 1 0. 5 ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（40坪） 1 棟 ・パイプハウス（60坪） 1 棟 ・パイプハウス（90坪） 5 棟 ・かん水施設 1 式 ・プレハブ冷蔵庫（3坪） 1 台 ・トラクター（31ps） 1 台 ・乗用田植機（6条） 1 台 ・コンバイン（3条） 1 台 ・フォークリフト（1.5トン） 1 台 ・乾燥機（45石） 1 台 ・トラック（1トン） 1 台 ・精米機（200kg/hr） 1 台 ・色彩選別機（200kg/hr） 1 台 ・ハウス加温機（50,000kcal） <u>5台</u> <u>・ヒートポンプ（5馬力）10台</u> ・管理機（6ps） 1 台 ・動力噴霧器（3ps） 1 台 ・溝堀り機 1 台 〈その他〉 ・ユリは2.4回転。 ・土壌蒸気消毒機は部会で共同購入。

区分	営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式
個 別 経 営 体	<u>4</u> 養豚＋水稻 [所得目標 <u>820</u> 万] [従事者 2. 0人]	〈作付面積〉 水 稻 7. 0 ha 加工用米 3. 0 ha 養豚 5 0 頭 〈経営面積〉 1 0. 0 ha 自作地 1. 5 ha 借 地 8. 5 ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（40坪） 1 棟 ・パイプハウス（60坪） 1 棟 ・肉豚舎（80坪） 1 棟 ・繁殖分娩豚舎（75坪） 1 棟 ・浄化槽（1/2リース） 1 基 ・堆肥舎（1/2リース） 1 棟 ・ショベルローダー（1/2リース） 1 台 ・トラクター（ <u>60ps</u> ） 1 台 ・乗用田植機（ <u>8条</u> ） 1 台 ・コンバイン（ <u>4条</u> ） 1 台 ・フォークリフト（1.5トン） 1 台 ・乾燥機（45石） 1 台 <u>・ダンブカー（2トン） 1台</u> ・色彩選別機（200kg/hr） 1 台 ・給餌器（子豚） 17台 ・給餌器（肉豚） 39台 ・自動給餌システム 2 台 ・ガスブルーダー 23台 ・スクリーコンベア 1 台 ・軽トラック 1 台 〈その他〉 ・堆肥は全て自家利用。

区分	営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式
個 別 経 営 体	<u>5</u> 養豚＋水稻 [所得目標 <u>830</u> 万] [従事者 2. 0人]	〈作付面積〉 水 稻 7. 0 ha 加工用米 3. 0 ha 養豚 5 0 頭 〈経営面積〉 1 0. 0 ha 自作地 1. 5 ha 借 地 8. 5 ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（40坪） 1 棟 ・パイプハウス（60坪） 1 棟 ・肉豚舎（80坪） 1 棟 ・繁殖分娩豚舎（75坪） 1 棟 <u>・コンボ（1/2リース） 1基</u> ・浄化槽（1/2リース） 1 基 ・堆肥舎（1/2リース） 1 棟 ・ショベルローダー（1/2リース） 1 台 ・トラクター（ <u>31ps</u> ） 1 台 ・乗用田植機（ <u>6条</u> ） 1 台 ・コンバイン（ <u>3条</u> ） 1 台 ・フォークリフト（1.5トン） 1 台 ・乾燥機（45石） 1 台 <u>・トラック（1トン） 1台</u> <u>・精米機（200kg/hr） 1台</u> ・色彩選別機（200kg/hr） 1 台 ・給餌器（子豚） 17台 ・給餌器（肉豚） 39台 ・自動給餌システム 2 台 ・ガスブルーダー 23台 ・スクリーコンベア 1 台 ・軽トラック 1 台 〈その他〉 ・堆肥は全て自家利用。

区分	営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式
個 別 経 営 体	<u>5</u> 肉用牛＋水稻 [所得目標 <u>860</u> 万] [従事者 2． 0 人]	〈飼養頭数、作付面積〉 肉用牛 <u>8 0</u> 頭 水 稻 6． 3 ha 加工用米 2． 7 ha 〈経営面積〉 9． 0 ha 自作地 1． 5 ha 借 地 7． 5 ha	〈資本装備〉 ・ 作業場兼格納庫（40坪） 1 棟 ・ パイプハウス（60坪） 1 棟 ・ 牛舎（ <u>192坪</u> ） 1 棟 ・ 堆肥舎（ <u>48坪</u> ） 1 棟 ・ 乗用田植機（ <u>8 条</u> ） 1 台 ・ コンバイン（ <u>4 条</u> ） 1 台 ・ フォークリフト（1.5トン） 1 台 ・ 乾燥機（45石） 1 台 ・ <u>軽</u> トラック 1 台 ・ 色彩選別機（200kg/hr） 1 台 ・ ダンプカー（2 トン） 1 台 ・ トラクター（ <u>60ps</u> ） 1 台 ・ 牛衡器 1 台

区分	営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式
個 別 経 営 体	<u>6</u> 肉用牛＋水稻 [所得目標 <u>800</u> 万] [従事者 2． 0 人]	〈飼養頭数、作付面積〉 肉用牛 <u>5 0</u> 頭 水 稻 6． 3 ha 加工用米 2． 7 ha 〈経営面積〉 9． 0 ha 自作地 1． 5 ha 借 地 7． 5 ha	〈資本装備〉 ・ 作業場兼格納庫（40坪） 1 棟 ・ パイプハウス（60坪） 1 棟 ・ 牛舎（ <u>120坪</u> ） 1 棟 ・ 堆肥舎（ <u>30坪</u> ） 1 棟 ・ 乗用田植機（ <u>6 条</u> ） 1 台 ・ コンバイン（ <u>3 条</u> ） 1 台 ・ フォークリフト（1.5トン） 1 台 ・ 乾燥機（45石） 1 台 ・ トラック 1 台 ・ <u>精米機（200kg/hr） 1 台</u> ・ 色彩選別機（200kg/hr） 1 台 ・ ダンプカー（2 トン） 1 台 ・ トラクター（ <u>31ps</u> ） 1 台 ・ 牛衡器 1 台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	<u>6</u> 酪農＋水稻 [所得目標 <u>860</u> 万] [従事者 2. 0人]	〈飼養頭数、作付面積〉 酪農 3 0 頭 水稻 3. 5 ha 稲W C S 3. 2 ha 草地牧草 3. 0 ha 〈経営面積〉 9. 7 ha 自作地 6. 0 ha 借 地 3. 7 ha	〈資本装備〉 ・成牛舎（100坪） 1 棟 ・育成牛舎（17坪） 1 棟 ・尿溜（75㎡） ・堆肥舎（1/2リース）（ <u>48坪</u> ） 1 棟 ・収納庫（18坪） 1 棟 ・バークリーナ 1 台 ・ミルカ 1 台 ・バルククーラー 1 台 ・自動給餌機 1 台 ・トラクター（54ps・ <u>45ps</u> ） 2 台 ・ショベルローダ（800kg） 1 台 ・ダンプ（2トン） 1 台 ・細霧システム 1 式 ・中型ロールベール体系機械 1 式 ・乗用田植機（6条） 1 台 ・コンバイン（3条） 1 台 ・フォークリフト（1.5トン） 1 台 ・軽トラック 1 台 〈その他〉 ・水稻は主食用3.5ha（C E出荷のみ）、稲W C S 3.2ha（借地）、牧草地3haを作付け。
	<u>[削除]</u>		
個別経営体	<u>7</u> 酪農＋水稻 [所得目標 <u>810</u> 万] [従事者 2. 0人]	〈飼養頭数、作付面積〉 酪農 3 0 頭 水稻 3. 5 ha 稲W C S 3. 2 ha 草地牧草 3. 0 ha 〈経営面積〉 9. 7 ha 自作地 6. 0 ha 借 地 3. 7 ha	〈資本装備〉 ・成牛舎（100坪） 1 棟 ・育成牛舎（17坪） 1 棟 ・尿溜（75㎡） ・堆肥舎（1/2リース）（ <u>55坪</u> ） 1 棟 ・収納庫（18坪） 1 棟 ・バークリーナ 1 台 ・ミルカ 1 台 ・バルククーラー 1 台 ・自動給餌機 1 台 ・トラクター（54ps） 2 台 ・ショベルローダ（800kg） 1 台 ・ダンプ（2トン） 1 台 ・細霧システム 1 式 ・中型ロールベール体系機械 1 式 〈その他〉 ・水稻は主食用3.5ha（C E出荷のみ）、稲W C S 3.2ha（借地）、牧草地3haを作付け。
	<u>8</u> 肉用牛単一 [所得目標 840万] [従事者 2. 0人]	<u>〈飼養頭数〉</u> <u>肉用牛 1 0 0 頭</u>	<u>〈資本装備〉</u> ・牛舎（211坪） 1 棟 ・堆肥舎（54坪） 1 棟 ・ダンプカー（2トン） 1 台 ・ローダー 1 台

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

[組織経営体：所得目標 <u>1,300～3,010</u> 万円（主たる従事者 1 人当たり <u>410～460</u> 万円）]				[組織経営体：所得目標 <u>2,470～2,820</u> 万円（主たる従事者 1 人当たり <u>400～440</u> 万円）]			
区分	営農類型	経営規模	生産方式	区分	営農類型	経営規模	生産方式
組織経営体	<u>7</u> 水稻＋大豆 [主たる従事者の給与報酬目標 <u>420</u> 万] [従事者 6.0 人]	〈作付面積〉 水 稻 <u>42.0</u> ha 加工用米 <u>6.0</u> ha 大 豆 12.0 ha 〈経営面積〉 <u>60.0</u> ha 借 地 <u>60.0</u> ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（90坪） 1 棟 ・パイプハウス（ <u>330</u> 坪分） 1 棟 ・トラクター（ <u>80ps、60ps</u> ） 2 台 ・乗用田植機（8 条、 <u>6 条</u> ） 2 台 ・コンバイン（5 条、 <u>4 条</u> ） 2 台 ・フォークリフト（1.5 トン） 1 台 ・乾燥機（ <u>50石</u> ） <u>5 台</u> ・軽トラック 3 台 ・精米機（200kg/hr） 1 台 ・色彩選別機（200kg/hr） 1 台 ・玄米低温貯蔵庫 4 台 ・ドローン 1 台 ・ブームスプレイヤー 1 台 ・大豆コンバイン 1 台	組織経営体	<u>11</u> 水稻＋大豆 [主たる従事者の給与報酬目標 <u>410</u> 万] [従事者 6.0 人]	〈作付面積〉 水 稻 <u>31.5</u> ha 加工用米 <u>1.5</u> ha 大 豆 12.0 ha 〈経営面積〉 <u>45.0</u> ha 借 地 <u>45.0</u> ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（90坪） 1 棟 ・パイプハウス（ <u>240</u> 坪分） 1 棟 ・トラクター（ <u>48ps</u> ） 2 台 ・乗用田植機（8 条） 2 台 ・コンバイン（5 条） 2 台 ・フォークリフト（1.5 トン） 1 台 ・乾燥機（ <u>60石</u> ） <u>3 台</u> ・軽トラック 3 台 ・精米機（200kg/hr） 1 台 ・色彩選別機（200kg/hr） 1 台 ・玄米低温貯蔵庫 4 台 ・ドローン 1 台 ・ブームスプレイヤー 1 台 ・大豆コンバイン 1 台
	<u>8</u> 水稻＋大豆＋ねぎ [主たる従事者の給与報酬目標 <u>430</u> 万] [従事者 7.0 人]	〈作付面積〉 水 稻 <u>42.0</u> ha 加工用米 <u>6.0</u> ha 大豆 12.0 ha ねぎ 1.0 ha 〈経営面積〉 <u>61.0</u> ha 借 地 <u>61.0</u> ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（90坪） 1 棟 ・パイプハウス（ <u>330</u> 坪分） 1 棟 ・トラクター（ <u>80ps、60ps</u> ） 2 台 ・乗用田植機（8 条、 <u>6 条</u> ） 2 台 ・コンバイン（5 条、 <u>4 条</u> ） 2 台 ・フォークリフト（1.5 トン） 1 台 ・乾燥機（ <u>50石</u> ） <u>5 台</u> ・軽トラック 3 台 ・精米機（200kg/hr） 1 台 ・色彩選別機（200kg/hr） 1 台 ・玄米低温貯蔵庫 4 台 ・ドローン 1 台 ・ブームスプレイヤー 1 台 ・大豆コンバイン 1 台 ・掘取り機 1 台 ・ <u>根葉切り</u> 皮むき機 1 台		<u>12</u> 水稻＋大豆＋ねぎ [主たる従事者の給与報酬目標 <u>400</u> 万] [従事者 7.0 人]	〈作付面積〉 水 稻 <u>30.0</u> ha 加工用米 <u>3.0</u> ha 大豆 12.0 ha ねぎ 1.0 ha 〈経営面積〉 <u>46.0</u> ha 借 地 <u>46.0</u> ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（90坪） 1 棟 ・パイプハウス（ <u>240</u> 坪分） 1 棟 ・トラクター（ <u>48ps</u> ） 2 台 ・乗用田植機（8 条） 2 台 ・コンバイン（5 条） 2 台 ・フォークリフト（1.5 トン） 1 台 ・乾燥機（ <u>60石</u> ） <u>3 台</u> ・軽トラック 3 台 ・精米機（200kg/hr） 1 台 ・色彩選別機（200kg/hr） 1 台 ・玄米低温貯蔵庫 4 台 ・ドローン 1 台 ・ブームスプレイヤー 1 台 ・大豆コンバイン 1 台 ・掘取り機 1 台 ・ <u>根葉切り</u> 皮むき機 1 台

区分	営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式
組 織 経 営 体	<u>9</u> 水稻＋ <u>施設園芸</u> [主たる従事者の給与 報酬目標 <u>420</u> 万] [従事者 6. 0人]	〈作付面積〉 水 稻 <u>3 5. 0</u> ha 加工用米 <u>1 5. 0</u> ha <u>いちご 0. 2</u> ha トマト <u>0. 2</u> ha 〈経営面積〉 <u>5 0. 4</u> ha 借 地 <u>5 0. 4</u> ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（90坪） 1 棟 ・パイプハウス（240坪分） 1 棟 <u>・いちご栽培ハウス（100坪） 7 棟</u> <u>・いちご育苗ハウス（30坪） 7 棟</u> <u>・高設装置（100坪） 1 式</u> ・トラクター（ <u>80ps、60ps</u> ） 2 台 ・乗用田植機（8条、 <u>6条</u> ） 2 台 ・コンバイン（5条、 <u>4条</u> ） 2 台 ・フォークリフト（1.5トン） 1 台 ・乾燥機（ <u>50石</u> ） 3 台 ・軽トラック <u>2 台</u> ・精米機（ <u>300kg/hr</u> ） 1 台 ・色彩選別機（ <u>230kg/hr</u> ） 1 台 ・玄米低温貯蔵庫 4 台 ・ドローン 1 台

区分	営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式
組 織 経 営 体	<u>13</u> 水稻＋ <u>大豆＋トマト</u> [主たる従事者の給与 報酬目標 <u>430</u> 万] [従事者 6. 0人]	〈作付面積〉 水 稻 <u>3 1. 5</u> ha 加工用米 <u>1. 5</u> ha <u>大豆 1 2. 0</u> ha トマト <u>0. 8</u> ha 〈経営面積〉 <u>4 5. 8</u> ha 借 地 <u>4 5. 8</u> ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫（90坪） 1 棟 ・パイプハウス（240坪分） 1 棟 ・トラクター（ <u>48ps</u> ） 2 台 ・乗用田植機（8条） 2 台 ・コンバイン（5条） 2 台 ・フォークリフト（1.5トン） 1 台 ・乾燥機（ <u>60石</u> ） 3 台 ・軽トラック <u>3 台</u> ・精米機（ <u>200kg/hr</u> ） 1 台 ・色彩選別機（ <u>200kg/hr</u> ） 1 台 ・玄米低温貯蔵庫 4 台 ・ドローン 1 台 <u>・ブームスプレイヤー 1 台</u> <u>・大豆コンバイン 1 台</u>

区分	営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式
組 織 経 営 体	10 水稻＋ユリ切り花 [主たる従事者の給与 報酬目標 <u>410</u> 万] [従事者 6. 0人]	〈作付面積〉	〈資本装備〉
		水 稻 2 3. 0 ha	・作業場兼格納庫（90坪） 1 棟
		加工用米 1 0. 0 ha	・パイプハウス（240坪分） 1 棟
		ユリ 1. 0 ha	・パイプハウス（100坪） 1 0 棟
		〈経営面積〉	・かん水施設 1 式
		3 4. 0 ha	・プレハブ冷蔵庫（3 坪） <u>2 台</u>
		借 地 3 4. 0 ha	・トラクター（48ps） 2 台
			・乗用田植機（8 条） 2 台
		〈作業受託〉	・コンバイン（5 条） 2 台
		共同防除 7. 0 ha	・フォークリフト（1.5トン） 1 台
			・乾燥機（60石） 3 台
			・軽トラック 2 台
			・精米機（200kg/hr） 1 台
			・色彩選別機（200kg/hr） 1 台
			・玄米低温貯蔵庫 4 台
			・ドローン 1 台
			・土壤蒸気消毒機 1 台
			・ハウス加温機（50,000kcal） 10台
			・ヒートポンプ（5 馬力） 20台
			・トラック（1t） 1 台
			・管理機（6 ps） 1 台
			・動力噴霧器（3 ps） 1 台
			・溝堀り機 1 台
			〈その他〉
			・ユリは2.4回転。

区分	営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式
組 織 経 営 体	14 水稻＋ユリ切り花 [主たる従事者の給与 報酬目標 <u>440</u> 万] [従事者 6. 0人]	〈作付面積〉	〈資本装備〉
		水 稻 2 3. 0 ha	・作業場兼格納庫（90坪） 1 棟
		加工用米 1 0. 0 ha	・パイプハウス（240坪分） 1 棟
		ユリ 1. 0 ha	・パイプハウス（100坪） 1 0 棟
		〈経営面積〉	・かん水施設 1 式
		3 4. 0 ha	・プレハブ冷蔵庫（3 坪） <u>1 台</u>
		借 地 3 4. 0 ha	・トラクター（48ps） 2 台
			・乗用田植機（8 条） 2 台
		〈作業受託〉	・コンバイン（5 条） 2 台
		共同防除 7. 0 ha	・フォークリフト（1.5トン） 1 台
			・乾燥機（60石） 3 台
			・軽トラック 2 台
			・精米機（200kg/hr） 1 台
			・色彩選別機（200kg/hr） 1 台
			・玄米低温貯蔵庫 4 台
			・ドローン 1 台
			<u>・ブームスプレイヤー 1 台</u>
			・土壤蒸気消毒機 1 台
			・ハウス加温機（50,000kcal） 10台
			・ヒートポンプ（5 馬力） 20台
			・トラック（1t） 1 台
			・管理機（6 ps） 1 台
			・動力噴霧器（3 ps） 1 台
			・溝堀り機 1 台
			〈その他〉
			・ユリは2.4回転。

[略]			[略]		
第 3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項			第 3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項		
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 [略]			1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 [略]		
2 市が主体的に行う取組 [略]			2 市が主体的に行う取組 [略]		
3 関係機関との連携・役割分担の考え方 [中略]			3 関係機関との連携・役割分担の考え方 [中略]		
②地域計画に位置付けられた区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくりやコミュニティづくりを、関係機関で協力して行う。			②地域計画の区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくりやコミュニティづくりを、関係機関で協力して行う。		
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 [略]			4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 [略]		
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標			第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標		
1. 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン (1) [略]			1. 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン (1) [略]		
(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等 目標年次（令和 16 年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する、農用地の利用の集積等に関する目標を、概ね次のとおり設定して推進する。			(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等 目標年次（令和 12 年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する、農用地の利用の集積等に関する目標を、概ね次のとおり設定して推進する。		
○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標			○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標		
	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	備考 (R16 年度推計農用地)		効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	備考 (R12 年度推計農用地)
村上市	経営体への集積 90%程度 (農地集積面積 6,462ha 程度)	7,180ha	村上市全体	経営体への集積 90%程度 (農地集積面積 6,537ha 程度)	7,264ha
			村上地区	経営体への集積 90%程度 (農地集積面積 999ha 程度)	1,110ha
			荒川地区	経営体への集積 90%程度	1,285ha

○農用地の利用の面的集積に向けた目標
[略]

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標
(単位：客体数)

	効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標		
	個別経営体	組織経営体	
村上市全体	2 0 6	5 7	2 6 3
村上地区	4 0	6	4 6
荒川地区	5 0	1 3	6 3
神林地区	5 5	1 7	7 2
朝日地区	5 5	1 8	7 3
山北地区	6	3	9

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組
[略]

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
[中略]

1. 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法（法第18条第1項）、地域計画の区域の基準（法第19条第1項）その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、協議の場を設置する区域ごとに、随時設定することとし、開催に当たっては、市ホームページや他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用

	(農地集積面積 1,156ha 程度)	
神林地区	経営体への集積 90%程度 (農地集積面積 1,917ha 程度)	2,130ha
朝日地区	経営体への集積 90%程度 (農地集積面積 2,034ha 程度)	2,260ha
山北地区	経営体への集積 90%程度 (農地集積面積 431ha 程度)	479ha

○農用地の利用の面的集積に向けた目標
[略]

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標
(単位：客体数)

	効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標		
	個別経営体	組織経営体	
村上市全体	2 9 5	5 7	3 5 2
村上地区	5 7	6	6 3
荒川地区	7 1	1 3	8 4
神林地区	7 9	1 7	9 6
朝日地区	7 9	1 8	9 7
山北地区	9	3	1 2

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組
[略]

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
[中略]

1. 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法（法第18条第1項）、地域計画の区域の基準（法第19条第1項）その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。なお、地域計画が定められ及び公告されるまでの間は、

<u>地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農林水産課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。</u> <u>また、本市は、地域計画の<u>実効性確保</u>に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。</u> <u>(2) ～ (13) [削除]</u>	<u>改正前の利用権設定等促進事業に基づいて利用権設定等の手続きを行う。</u> <u>(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件</u> <u>① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依拠してそれぞれ定めるところによる。</u> <u>ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）、及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。</u> <u>（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</u> <u>（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</u> <u>（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。</u> <u>（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいることとする。</u> <u>（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は、近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。</u> <u>イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</u> <u>ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。</u> <u>② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施によ</u>
---	---

	<u>り利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。</u> <u>③ 農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第１１条の５０第１項第１号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、法第７条に規定する特例事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。</u> <u>④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第１８条第２項第６号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。</u> <u>ア．耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</u> <u>イ．その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</u> <u>ウ．その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</u> <u>⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第２条第３項第２号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。</u> <u>ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて、当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。</u> <u>⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。</u> <u>⑦ 農業経営の受委託にかかる利用権の設定等については、農業協同組合法第７２条の１０第１項第１号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。</u> <u>（２）利用権の設定等の内容</u> <u>利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資</u>
--	---

	<u>に伴い付与される持分を含む。）の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。</u>
	<u>（３）開発を伴う場合の措置</u> ① <u>市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。</u> ② <u>市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときは農用地利用集積計画の手続きを進める。</u> <u>ア．当該開発事業の実施が確実であること。</u> <u>イ．当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。</u> <u>ウ．当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。</u>
	<u>（４）農用地利用集積計画の策定期間</u> ① <u>市は、法第 6 条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第 2 条によりみなされる場合は不要）。</u> ② <u>市は、（５）の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。</u> ③ <u>市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画にかかる利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 3 0 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。</u>
	<u>（５）要請及び申出</u> ① <u>市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用関係の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整った時は、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。</u> ② <u>市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 5 2 条第 1 項又は第 8 9 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等</u>

	<u>促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</u> ③ <u>農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。</u> ④ <u>②及び③に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。</u> <u>（６）農用地利用集積計画の作成</u> ① <u>市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。</u> ② <u>市は、（５）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。</u> ③ <u>①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整った時は、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。</u> ④ <u>市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。</u> <u>（７）農用地利用集積計画の内容</u> <u>農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</u> ① <u>利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所</u> <u>なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。</u> ② <u>①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積</u> ③ <u>①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所</u>
--	---

	<u>④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係</u> <u>⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権移転に係る法律関係</u> <u>⑥ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件</u> <u>⑦ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を村上市長に報告する旨</u> <u>ア. ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）</u> <u>イ. ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積</u> <u>ウ. イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収</u> <u>エ. ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響</u> <u>オ. 地域の農業における他の農業者との役割分担</u> <u>カ. ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に従事常時する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況</u> <u>キ. その他参考となるべき事項</u> <u>⑧ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項</u> <u>ア. 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者</u> <u>イ. 原状回復の費用の負担者</u> <u>ウ. 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置</u> <u>エ. 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め</u> <u>オ. その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め</u> <u>⑨ ①に規定する者の農業経営の状況</u> <u>（8）同意</u> <u>市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得</u>
--	--

	<u>るものとする。</u> <u>ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに 限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意につ いては、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足 りる。</u> <u>（９）公告</u> <u>市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定に よる農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びそ の農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲 示により公告する。</u> <u>（10）公告の効果</u> <u>市が、（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定め るところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。</u> <u>（11）利用権の設定等を受けた者の責務</u> <u>利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に 係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。</u> <u>（12）紛争の処理</u> <u>市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価 の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等 の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。</u> <u>（13）農用地利用集積計画の取消し等</u> <u>① 市は、法第１９条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権 又は使用貸借による権利の設定を受けた第１８条第２項第６号に規定する者に対し、 以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきこと を勧告することができるものとする。</u> <u>ア．その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における 農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき</u>
--	--

	<u>イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき</u> <u>ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき</u> <u>② 市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。</u> <u>ア. 法第 1 9 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第 1 8 条第 2 項第 6 号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき</u> <u>イ. ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき</u> <u>③ 市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第 1 8 条第 2 項第 6 号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の公報に掲載すること等により行う。</u> <u>④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。</u> <u>また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等を行う。</u>
2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (1) 農用地利用改善事業の実施の促進 市は、地域計画等の地域協議の場<u>等</u>における合意形成を通じて経営体等への農地利用集積を進めるため、農用地利用改善事業の実施を促進する。 (2) ～ (8) [略]	2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (1) 農用地利用改善事業の実施の促進 市は、地域計画等の地域協議の場における合意形成を通じて経営体等への農地利用集積を進めるため、農用地利用改善事業の実施を促進する。 (2) ～ (8) [略]
3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者等の情報提供や農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の<u>実現</u>に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。	3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者等の情報提供や農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の<u>策定</u>に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。

4. 農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
〔略〕

第6 その他
〔略〕

附則1. この基本構想は、令和7年9月30日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）
〔削除〕

4. 農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
〔略〕

第6 その他
〔略〕

附則1. この基本構想は、令和6年9月30日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥ 関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2（第 4 の 1（2）関係）

[削除]

別紙 2（第 4 の 1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は 3 年（農業者年金制度関連の場合は 1 0 年、開発して 農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用 を發揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でない と認められる場合には、3 年と異なる存続期間とすることが できる。	1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採算放牧地の 近隣の採草放牧地の借 賃の額に比準して算定 し、近傍の借賃がない ときは、その採草放牧 地の近傍の農地につい て算定される借賃の額 を基準とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地に ついては、開発後の土 地の借賃の水 準、開発 費用の負担区分の割合、 通常の生産力を發揮す るまでの期間等を総合 的に勘案して算定する。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定められる日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1 の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸 人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のも ので定めた場合には、原則として毎年一定の 期日までに当該年に係 る借賃の支払等を履行 するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用 権設定等促進事業の 実施により利用権の 設定（又は移転）を 受ける者は当該利用 権に係る農用地を返 還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために 費 やした金額その他の 有益費について償還 を請求する場合その 他法令による権利の 行使である場合を除 き、当該利用権の設 定者に対し名目のい かんを問わず、返還 の代償を請求しては ならない旨を定める ものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用 権設定等促進事業の 実施により利用権の 設定（又は移転）を 受ける者が当該利用 権に係る農用地を返 還する場合において、当該農用地の改良の ため費やした金額又 はその時における当 該農用地の改良によ る増価額について当 該利用権の当事者間 で協議が整わないと きは、当事者の双方 の申出に基づき市が認定した額をその増 やした金額又は増 価 額とする旨を定める ものとする。

1 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）

<u>①存続期間（又は残存期間）</u>	<u>②借賃の算定基準</u>	<u>③借賃の支払方法</u>	<u>④有益費の償還</u>
<u>I の①に同じ</u>	<u>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</u> <u>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときはその農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</u> <u>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ</u>	<u>I の③に同じ</u>	<u>I の④に同じ</u>

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。 この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

	IV 所有権の移転を受ける場合						
	<table><tr><th>①対価の算定基礎</th><th>②対価の支払方法</th><th>③所有権の移転の時期</th></tr><tr><td>土地の種類及び農業上の利用 目的毎にそれぞれ近傍類似の 土地の取引（農地転用のため に農地を売却した者が、その 農地に代わるべき農地の所有 権を取得するため高額の対価 により行う取引その他特殊な 事情の下で行われる取引を除 く。）の価格に比準して算定さ れる額を基準とし、その生産力 等を勘案して算定する。</td><td>農用地利用集積計画に定め る所有権の移転の対価の支払 い期限までに所有権の移転を 受ける者が所有権の移転を行 う者の指定制農業協同組合 等の金融機関の口座に振り込 むことにより、又は、所有権 の移転を行う者の住所に持参 して支払うものとする。</td><td>農用地利用集積計画に定め る所有権の移転の対価の支払 期限までに対価の全部の支払 が行われた時は、当該農用地 利用集積計画に定める所有 権の移転の時期に所有権は移 転し、対価の支払期限までに 対価の全部の支払いが行わ れない時は、当該所有権の移 転に係る農用地利用集積計 画に基づく法律関係は失効す るものとする。</td></tr></table>	①対価の算定基礎	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期	土地の種類及び農業上の利用 目的毎にそれぞれ近傍類似の 土地の取引（農地転用のため に農地を売却した者が、その 農地に代わるべき農地の所有 権を取得するため高額の対価 により行う取引その他特殊な 事情の下で行われる取引を除 く。）の価格に比準して算定さ れる額を基準とし、その生産力 等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定め る所有権の移転の対価の支払 い期限までに所有権の移転を 受ける者が所有権の移転を行 う者の指定制農業協同組合 等の金融機関の口座に振り込 むことにより、又は、所有権 の移転を行う者の住所に持参 して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定め る所有権の移転の対価の支払 期限までに対価の全部の支払 が行われた時は、当該農用地 利用集積計画に定める所有 権の移転の時期に所有権は移 転し、対価の支払期限までに 対価の全部の支払いが行わ れない時は、当該所有権の移 転に係る農用地利用集積計 画に基づく法律関係は失効す るものとする。
①対価の算定基礎	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期					
土地の種類及び農業上の利用 目的毎にそれぞれ近傍類似の 土地の取引（農地転用のため に農地を売却した者が、その 農地に代わるべき農地の所有 権を取得するため高額の対価 により行う取引その他特殊な 事情の下で行われる取引を除 く。）の価格に比準して算定さ れる額を基準とし、その生産力 等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定め る所有権の移転の対価の支払 い期限までに所有権の移転を 受ける者が所有権の移転を行 う者の指定制農業協同組合 等の金融機関の口座に振り込 むことにより、又は、所有権 の移転を行う者の住所に持参 して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定め る所有権の移転の対価の支払 期限までに対価の全部の支払 が行われた時は、当該農用地 利用集積計画に定める所有 権の移転の時期に所有権は移 転し、対価の支払期限までに 対価の全部の支払いが行わ れない時は、当該所有権の移 転に係る農用地利用集積計 画に基づく法律関係は失効す るものとする。					